

石川県公報

平成30年4月13日

第13096号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (市町支援課)	1	○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○歳入の徴収事務の委託 (文化振興課)	1	○保安林の指定予定 (森林管理課)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2	公 告	
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (公園緑地課)	4

告 示

石川県告示第165号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
庵町ア部2の2、3の2に各々隣接する道路である国有地に隣接する国有地の各地先公有水面埋立地	69.16㎡
庵町ア部19、20に各々隣接する国有地の地先公有水面埋立地	

石川県告示第166号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
庵町ア部163、186の各地先公有水面埋立地	955.28㎡
庵町ア部69、167、168、172、177～180に各々隣接する国有地の地先公有水面埋立地	

石川県告示第167号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立歴史博物館・公益財団法人藩老本多蔵品館共通利用券に係る使用料の徴収事務	金沢市出羽町3番1号	公益財団法人藩老本多蔵品館	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

石川県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月10日
加賀市医療センター 訪問看護ステーション	加賀市作見町リ36番地	平成30年4月1日

石川県告示第169号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月10日
加賀市医療センター 訪問看護ステーション	加賀市作見町リ36番地	平成30年4月1日

石川県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
中谷歯科医院	羽咋郡志賀町富来地頭町7の19	平成30年2月11日
クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち26	平成30年3月4日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月9日

石川県告示第171号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
中谷歯科医院	羽咋郡志賀町富来地頭町7の19	平成30年2月11日

クスリのアオキ北浅井薬局	小松市北浅井町ち26	平成30年3月4日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月9日

石川県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

鹿島郡中能登町西土器作19から21まで、26、元飯川壺〇五28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋郡志賀町貝田九4の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋市滝谷町ク25

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成30年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
白山都市計画公園事業 9・6・1号 白山ろくテーマパーク	石 川 県	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし